

総行デ第28号  
令和8年3月27日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令等の公布及び施行等について（通知）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和8年総務省令第31号）等が令和8年3月25日に、住民記録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件（令和8年告示第108号）等が本日公布され、いずれも令和8年4月1日に施行・適用されますので、通知します。詳細は下記を御参照ください。

本省令及び告示は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、住民記録システム、戸籍附票システム、印鑑登録システムに必要とされる機能等について、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めるものです。

本省令及び告示の体系は、省令で機能の大枠や特定移行支援システム等の経過措置等を定めるとともに、告示に機能の細目基準や特定移行支援システム等の経過措置の対象となる団体等を委任して定めるものになっています。

貴団体におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 機能要件の標準

住民記録システム、戸籍附票システム、印鑑登録システムについて、機能等（法第2条第1項に規定する機能等（法第五条第2項第3号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を定めること。機能要件の標準の細目、実装区分及び適合基準日については、告示で定めること。

### 第2 帳票要件の標準

住民記録システム、戸籍附票システム、印鑑登録システムについて、機能等のうち電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を定めること。帳票要件の標準の細目、実装区分及び適合基準日については、告示で定めること。

### 第3 施行期日及び適用日

本省令及び告示の施行期日及び適用日は、令和8年4月1日とすること。

### 第4 経過措置（一部機能の経過措置）

本省令の施行の際現に地方公共団体が利用する住民記録システム、戸籍附票システム、印鑑登録システムで、この省令の施行の日以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして総務大臣が認める地方公共団体のシステムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、告示で定めること。

### 第5 経過措置（特定移行支援システム）

本省令の施行の際現に地方公共団体が利用する住民記録システム、戸籍附票システム、印鑑登録システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして総務大臣が認める地方公共団体のシステムについては、この省令の規定は、施行日から起算して5年を超えない範囲内において総務大臣が定める日から適用すること。

### 第6 その他の事項

上記の他、所要の事項を定めること。

### 第7 留意事項

本省令及び告示は、第4及び第5に掲げる告示を除き、これまで総務省ホームページに掲載してきた「住民記録システム標準仕様書」「戸籍附票システム標準仕様書」「印鑑登録システム標準仕様書」と同一の内容であり、本省令及び告示の施行及び適用をもって新たに適合するべき要件が増えるものではないこと。

## 第8 省令及び告示の一覧

今般公布した省令及び告示は、別紙「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第6条第1項の規定に基づき定める標準化基準一覧（住民記録・戸籍附票・印鑑登録）」のとおりとなっていること。

(別紙) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第6条第1項の規定に基づき定める標準化基準一覧 (住民記録・戸籍附票・印鑑登録)

システム	法令単位	法令名
住民記録システム	省令	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令 (令和8年総務省令第31号)
	告示 (機能要件・帳票要件)	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第四条及び第五条の規定に基づき、第四条に規定する機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに第五条に規定する帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日を定める告示 (令和8年総務省告示第99号)
	告示 (一部機能の経過措置)	住民記録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件 (令和8年総務省告示第108号)
	告示 (特定移行支援システム)	住民記録システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件 (令和8年総務省告示第109号)
戸籍附票システム	省令	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令 (令和8年総務省令第32号)
	告示 (機能要件・帳票要件)	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第四条及び第五条の規定に基づき、第四条に規定する機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに第五条に規定する帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日を定める告示 (令和8年総務省告示第100号)
	告示 (一部機能の経過措置)	戸籍附票システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件 (令和8年総務省告示第110号)
	告示 (特定移行支援システム)	戸籍附票システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件 (令和8年総務省告示第111号)

印鑑登録システム	省令	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和8年総務省令第33号）
	告示（機能要件・帳票要件）	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第四条及び第五条の規定に基づき、第四条に規定する機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに第五条に規定する帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日を定める告示（令和8年総務省告示第101号）
	告示（一部機能の経過措置）	印鑑登録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件（令和8年総務省告示第112号）
	告示（特定移行支援システム）	印鑑登録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件（令和8年総務省告示第113号）